

〇〇 選挙区 立候補予定

〇〇 様

第 23 回参議院議員通常選挙 立候補予定者への

「原発事故子ども・被災者支援法」に関するアンケートのお願い

貴殿におかれましては、短期決戦梅雨の陣、ご多忙なことと拝察申し上げます。

私たちは東京電力福島第一原発事故後に汚染された、茨城県・千葉県北西部・埼玉県南東部の、放射性物質汚染対処特措法における、いわゆる汚染状況重点調査地域（ホットスポット）に居住する市民有志です。原発事故による放射性プルームは、茨城・千葉北西部・埼玉南東部にも流れ、放射性ヨウ素は 2011 年 4 月中も検出されており、降雨で土壌は汚染され、水道水からも基準値を越える放射性ヨウ素が検出されました。文部科学省の航空モニタリング調査によっても、私達の地域が汚染されてしまったことは明らかです。

昨年 6 月に制定された、「原子力事故子ども・被災者支援法」は、原発事故の放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について、科学的に十分に解明されていないとし、放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う、被災者の健康上の不安を解消するために支援をすると明記しています。今後この法律がどのように運用されていくのかは、大変関心のあるところです。

先月 24 日には国連理事会から日本政府に対し福島第一原発事故後の人権状況に関して報告書と勧告が公開され、勧告では、“「子ども被災者支援法」の基本方針を事故の影響を受けた住民や自治体とともに策定することや汚染レベルを年間 1 ミリシーベルト未満に下げるために、期間がきちんとして明記した計画を、早急に策定すること” など 10 項目が求められています。

そこで、選挙という私達が政治に参加する最大の機会をとらえ、公開アンケートを至急行わせていただくことといたしました。

アンケート用紙にご回答をご記入いただき、6月23日(日)までに、FAX にてお送りいただきますようお願いいたします。なお、頂戴いたしましたご回答は、各団体のホームページ等で公表させていただきます。

2013 年 6 月 18 日

<放射能から子どもを守ろう 関東ネット> <http://kodomokanto.net/>

2013/6/18 現在 茨城・千葉・埼玉の以下 36 団体が集まったネットワークです

小美玉の子どもを放射能から守る会	鎌ヶ谷市放射能対策 市民の会
子供の未来を守ろう@うしく	環境とエネルギー・柏の会
子供を守る結城市民の会	郷土教育全国協議会
下妻市の子ども達を守る会	こども東葛ネット
常総市の子ども達を守る会	自給エネルギーの会
常総生活協同組合	茨城県・埼玉県南東部・千葉県北西部の市民有志
生活クラブ生活協同組合（取手支部）	白井 子どもの放射線問題を考える会
つくば・市民ネットワーク	流山・東深井地区のこども達を放射能から守る会
とりで生活者ネットワーク	松戸市 P T A 問題研究会
古河市の子ども達を守る会	流山の子どもたちのために放射能対策をすすめる会
放射能汚染から子どもを守ろう@つくば	東日本大震災被災者支援千葉西部ネットワーク
ここいきねっと（三郷）	放射能汚染から子どもたちを守る会・野田
放射能汚染から子どもを守ろう@守谷	S C R misato
放射能汚染から子どもを守ろう@龍ヶ崎	吉川健やかネット
放射能からいのちを守る茨城ネット	放射能から子供を守る会@印西
放射能NO! ネットワーク取手	ちば放射能対策支援ネットワーク
八千代町の子ども達を守る会	グリーン愛す@茨城古河
我孫子の子どもたちを放射能汚染から守る会	N P O 法人子育て支えあいの会・すまいる

FAX :

第 23 回参議院議員通常選挙 立候補予定者への

提出期限 6 月 23 日(日)

「原発事故子ども・被災者支援法」にかかるアンケート用紙

■政党名 _____ 立候補予定者名 _____ 電話番号 _____ 提出日 __月 __日

(アンケート記入がご本人でない場合 → 代理者名 _____)

■問いに対する回答に○をし、コメントなどあれば枠内にご記入ください(誤字・脱字などあってもそのまま掲載させていただきます)

1. 「原発事故子ども・被災者支援法」第 8 条の支援対象地域について、お考えに近いものを選んでください。(複数可)

A 福島県のみを対象地域と考えている(福島県外への避難者含む)

B 事故後追加ひばく量が年間 1 ミリシーベルトを超える地域を対象と考えている

→B とお答えの場合は以下もご回答ください

①放射性核種について何を該当としますか?(複数可) セシウム・ヨウ素・全核種

②ひばく推計に内部ひばくも含めますか? 含める・含めない

C 「放射性物質汚染対処特措法」で汚染状況重点調査地域に指定されている地域※を考えている

※岩手・宮城県・福島県・栃木県・群馬県・茨城県・千葉県・埼玉県の対象市町村 →<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14598>

D 法の主旨ののっとり、不安に感じる人すべてが対象と考え、特に対象地域の条件を考えない

E その他 (_____)

コメント欄(説明やメッセージなど自由記述)

2. 第 13 条第 2 項「被災者の定期的な健康診断、とくに「子どもたちが生涯にわたっての健康診断を受けられること」について、お考えに近いものを選んでください。

A 対象は 全員を対象とする・希望者のみとする

B 受診は ・指定する医療機関に行き、健診を受ける

・乳幼児健診や学校での健康診断、18 歳以上は定期健診のなかに組み込み、受ける

・その他 (_____)

コメント欄(説明やメッセージなど自由記述)

3. 5 月 24 日に、国連人権理事会が日本政府に対して、年間 1 ミリシーベルト以上の地域に居住する住民すべてに対する健康管理調査の実施等、10 項目の勧告を行いました。この勧告に賛成ですか、反対ですか。

賛成・反対・その他

コメント欄(説明やメッセージなど自由記述)

4. その他「原発事故子ども・被災者支援法」についてのお考えがあればご記入ください